

佐渡市登録商標「朱鷺と暮らす郷」の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 佐渡市が認証した農林水産物の販売にあたり、表示及び商標登録した朱鷺と暮らす郷認証マーク（登録番号第5166630号。以下「マーク」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(図柄等)

第2条 マークの種類は次のとおりとする。また、図柄及び色は、別記1のとおりとし、規格及び表示方法は別記2のとおりとする。

- (1) 栽培期間中農薬・化学肥料不使用の認証米及び加工品用
- (2) 認証米及び加工品用
- (3) こしいぶき認証米用
- (4) 新之助認証米用

2 使用者は、マークをみだりに改変して使用することはできない。

3 使用者は、マーク本体に重ならない範囲で、上下に別表第1に掲げる文字を付記して使用することができる。

(認証農林水産物の表示)

第3条 マークは、朱鷺と暮らす郷づくり認証要綱（以下「認証要綱」という。）

第12に規定する認証農林水産物（以下「認証物」という。）を用いた商品及び役務を表示するために使用するものとする。

2 マークを使用できる商品及び役務の範囲は、別表第2のとおりとする。

3 全ての認証物には、別記様式第12号の表示票による表示を行わなければならない。

4 認証物として販売する場合は、マークによる表示をしなければならない。

5 表示票及びマークは、認証物及び認証物を主原料とした加工品以外に表示してはならない。

(使用許可の条件)

第4条 マークを使用してコシヒカリを主食用米として販売できる条件は次のとおりとする。

- (1) タンパク含有量6.2%以下であること。なお、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領第4に掲げる用途限定米穀として取り扱う米穀等（以下「加工米等」）は、国の認定を受けている場合はこの限りでない。
- (2) 農産物検査により等級が1等として格付けされた米であること。但し、栽培期間中農薬・化学肥料不使用により栽培されたものはこの限りでない。

(マークの使用申請及び使用許可)

第5条 マークの使用申請できる者は次の各号のとおりとし、朱鷺と暮らす郷認証マーク使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 朱鷺と暮らす郷づくり認証要綱第12第1項により認証の通知を受けた者(以下「認証者」という。)
- (2) 認証物の集荷業者
- (3) 農林水産物の加工業者

2 申請する者は、認証物の流通経路及び数量を明らかにすること。

3 市長は、前項の申請書を審査し妥当と判断した場合は、朱鷺と暮らす郷認証マーク使用許可書(様式第2号)を交付するものとする。

(使用許可の変更)

第6条 マークの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用許可を受けた以下の事項に変更が生じるときは、朱鷺と暮らす郷認証マーク使用許可変更申請書(様式第3号)に前条の使用許可書を添えて市長に提出し、改めて使用許可書の交付を受けなければならない。

- (1) 商品名等の変更
- (2) 使用目的及び方法の変更
- (3) 認証マーク各規格における使用枚数の増加
- (4) 使用期間の変更
- (5) その他の変更

(使用許可の期間)

第7条 マークの使用許可の期間は、使用を許可した日から2年間とする。

2 使用許可の期間満了後において、引き続きマークを使用するときは、改めて許可を受けなければならない。

(使用許可の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、マークの使用を許可しないものとする。

- (1) マークの使用によって誤認又は混同を生ずるおそれがあると認めるとき。
- (2) 認証物のイメージを損なうおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その使用が適当でないと認めるとき。

(使用許可の取消し)

第9条 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が、この要綱に基づく規定に違反したとき。
- (2) 認証要綱により認証の取消しを受けた認証物のとき。
- (3) 使用者が、偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により使用者が同項の処分を受け、これによって使用

者が損失を受けることがあってもその補償の責めを負わない。

(表示条件)

第 10 条 マークが表示できる条件は、次のとおりとする。

- (1) 認証物を用いた商品（以下「認証商品」という。）で、かつ、製造者氏名又は販売者氏名が明記されていること。
- (2) 認証商品を用いた役務であること。

(表示方法)

第 11 条 マークは、シールに印刷し、認証商品の包装容器又は包装紙に張付表示することができる。

2 マークは、認証商品の包装容器又は包装紙に直接印刷することができる。

(使用料)

第 12 条 マークの使用料は、無料とする。

(実績報告)

第 13 条 マークの使用者は、年度末までに朱鷺と暮らす郷認証マーク使用実績報告書（様式第 4 号）を提出しなければならない。

(目的外使用又は権利譲渡の禁止)

第 14 条 使用者は、マークを使用目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(遵守事項)

第 15 条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 関係法規を遵守し、商標権の喪失を招くことのないように努めること。
- (2) 第三者がマークの商標を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに市に通知すること。
- (3) 第三者との係争、審判、訴訟等について市に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等についてはその都度両者協議して決定すること。
- (4) 使用者は、マークを付した商品及び役務の瑕疵により、第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- (5) 市から要請がある場合は、マークの使用実態を報告し、又は使用商品等を提出すること。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

4 この要綱は、令和5年9月22日から施行する。

5 この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

(特例措置)

1 夏季の高温少雨に伴う新潟県産コシヒカリの全域的な品質低下のため、令和5年産米に限り、本要綱第4条第1項第2号について「農産物検査により等級が1等、2等または3等のいずれかとして格付けされた米であること」とする。

別記 1

認証マーク



(1) 栽培期間中農薬・化学肥料不使用の認証米及び加工品用 (2) 認証米及び加工品用の認証米及び加工品用



(3) こしいぶきの認証米用

(4) 新之助の認証米用

別記 2

認証マークの規格及び表示方法

規格		表示方法
米袋	5 k g 用	印刷済み
米袋	2 k g 用	印刷済み
丸型シール	直径 5.4 cm	米袋や容器等にシールを貼付する
刷込印刷	デザインにより別途協議	米袋や容器等に印刷する

別表第 1 (第 2 条関係)

朱鷺と暮らす郷 (登録第 5 1 6 6 6 3 1 号)
 朱鷺と暮らす郷づくり
 朱鷺と暮らす郷づくり認証制度

別表第2（第3条関係）

区分	商品及び役務の内容
商品	認証した米 認証した米を主原料として加工された商品
役務	宿泊施設の提供 宿泊施設の提供の契約の媒体又は取次ぎ 飲食物の提供

備考 マークは、認証米商品をまとめて収容する箱並びに認証米、認証米商品及び認証米商品を用いた役務の宣伝のためのポスター、チラシ及びパンフレットに表示することができる。